

議第 2 号

酒田市手数料条例の一部改正について

酒田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 0 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市手数料条例の一部を改正する条例

酒田市手数料条例（平成 1 7 年条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の項を次のように改める。

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）にあつては、アに掲げる額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合はア及びイに掲げる額を合算して得た額とする。 ア 当該建築に係る部分の床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のものは 1 0, 0 0 0 円、3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のものは 2 1, 0 0 0 円、1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のものは 3 4, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のものは 4 4, 0 0 0 円、5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のものは 5 7, 0 0 0 円、1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のものは 8 2, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートルを
--	-------------------------	---

	超え 10,000 平方メートル以内のものは 246,000 円、10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のものは 389,000 円、50,000 平方メートルを超えるものは 694,000 円 イ 一戸建ての住宅に係る申請にあっては、当該建築に係る部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 3 条に規定する床面積をいう。以下この号において同じ。）の合計が 200 平方メートル以内のものは 13,000 円、200 平方メートルを超えるものは 14,000 円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る申請にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のものは 24,000 円、300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のものは 37,000 円、2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のものは 59,000 円、5,000 平方メートルを超えるものは 77,000 円 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する床面積の合計）を前号の床面積の合計に読み替えて適用したときの同号に掲げる額 (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 を第 1 号の床面積の合計に読み替えて適用したときの同号に掲げる額 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 を第 1 号の床面積の合計に読み替えて適用したときの同号に掲げる額
--	---

別表第 1 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する検査の申

請又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了の通知に対する審査の項事務の内容の欄中「第18条第17項」を「第18条第16項」に改め、同項手数料額の欄第1号中「14,000円」を「19,000円」に、「17,000円」を「29,000円」に、「23,000円」を「42,000円」に、「30,000円」を「55,000円」に、「52,000円」を「69,000円」に、「72,000円」を「100,000円」に、「175,000円」を「260,000円」に、「284,000円」を「406,000円」に、「563,000円」を「705,000円」に改め、同欄第2号中「移転した場合にあっては、当該移転」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替」に改める。

別表第1 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了の検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第38項第1号及び第2号（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
--	---------------------------------	----------

別表第1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項手数料額の欄第1号中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。）をいう。以下同じ。）」を削り、同欄第2号中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同欄中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請に係る建築物の用途が住宅で、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）であって、一戸建ての住宅にあつては、床面積の合計が200平方メートル以内のものは26,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは29,000円、共同住宅にあつては、床面積の合計が300平方メートル以内のものは52,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは87,000円

別表第1 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項手数料額の欄中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請に係る建築物の用途が住宅で、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）であって、一戸建ての住宅にあつては、床面積の合計が200平方メートル以内のものは13,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは15,000円、共同住宅にあつては、床面積の合計が300平方メートル以内のものは26,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは44,000円

別表第1 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項及び建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項を次のように改める。

建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物1棟につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が200平方メ
--	----------------------	---

対する審査

一トール以内のものは21,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは22,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは29,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは32,000円

ウ ア及びイ以外の場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは38,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは42,000円

(2) 共同住宅等に係る申請

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計（当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（同令第4条の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分をいう。以下この号において同じ。）に係る床面積について算定する。）が300平方メートル以内のものは36,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは61,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは55,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは90,000円

ウ ア及びイ以外の場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは73,000

		円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは120,000円 (3) 住宅部分を有しない建築物に係る申請 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合にあっては、床面積の合計（建築物を増築し、又は改築する場合にあっては、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準（同令第2条の規定による非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量を同令第3条の規定による非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量で除したものをいう。以下同じ。）を同令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。以下この号及び次項第3号において同じ。）が300平方メートル以内のものは91,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは116,000円 イ ア以外の場合にあっては、床面積の合計が300平方メートル以内のものは234,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは293,000円 (4) 複合建築物に係る申請 ア 住宅部分にあっては、この項の第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 非住宅部分にあっては、この項の第3号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能	計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物1棟につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは12,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内

適合性判定に対する審査

のものは13,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは18,000円

ウ ア及びイ以外の場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは21,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは23,000円

(2) 共同住宅等に係る申請

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計（当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分）に係る床面積について算定する。）が300平方メートル以内のものは20,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは32,000円

イ 建築物エネルギー消費性能等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計（当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分）に係る床面積について算定する。）が300平方メートル以内のものは29,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは47,000円

ウ ア及びイ以外の場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは38,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは62,000円

		(3) 住宅部分を有しない建築物に係る申請 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合にあっては、床面積の合計が300平方メートル以内のものは47,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは60,000円 イ ア以外の場合にあっては、床面積の合計が300平方メートル以内のものは119,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは148,000円 (4) 複合建築物に係る申請 ア 住宅部分にあっては、この項の第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 非住宅部分にあっては、この項の第3号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
--	--	--

別表第1 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査の項事務の内容の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項手数料額の欄（以下「甲の欄」という。）第1号ア中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「登録住宅性能評価機関により」及び「（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については、等級4であるものを含む。）に適合しているものに限る。）」を削り、同号ウ中「ア及びイ」を「ア、イ及びウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは26,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは29,000円

甲の欄第2号アを次のように改める。

ア 登録住宅性能評価機関により建築物省エネ法第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合にあっては、床面積の合計

（当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）をいう。以下この号において同じ。）が３００平方メートル以内のものは１０，０００円、３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは２０，０００円
甲の欄第２号ウ中「ア及びイ」を「ア、イ及びウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(１)及びロ(２)又は第２号イ(２)及びロ(１)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が３００平方メートル以内のものは５２，０００円、３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは８７，０００円

甲の欄第３号中「第３５条第１項第１号」を「第３０条第１項第１号」に改め、同欄第５号中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改める。

別表第１ 建築物省エネ法第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項事務の内容の欄中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同項手数料額の欄（以下「乙の欄」という。）中「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に改め、同欄第１号ア中「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を削り、「第３５条第１項第１号」を「第３０条第１項第１号」に改め、「登録住宅性能評価機関により」及び「（断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級５（建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については、等級４であるものを含む。）に適合しているものに限る。）」を削り、同号ウ中「ア及びイ」を「ア、イ及びウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(１)及びロ(２)又は第２号イ(２)及びロ(１)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が２００平方メートル以内のものは１３，０００円、２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１５，０００円

乙の欄第２号アを次のように改める。

ア 登録住宅性能評価機関により建築物省エネ法第３０条第１項第１号、第３号及び第４号に掲げる基準に適合すると評価されている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合にあっては、床面積の合計（当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値に

より算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）をいう。以下この号において同じ。）が300平方メートル以内のものは5,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは10,000円

乙の欄第2号ウ中「ア及びイ」を「ア、イ及びウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは26,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは44,000円

乙の欄第3号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同欄第5号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別表第1 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明の申請審査手数料	建築物1棟につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計（当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分をいう。）が200平方メートル以内のものは12,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは13,000円 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは18,000円 ウ ア及びイ以外の場合で、床面積の合計が200平方メートル以内のものは
--	----------------------------------	--

21,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは23,000円

(2) 共同住宅等に係る申請

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは20,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは32,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)又は第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは29,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは47,000円

ウ ア及びイ以外の場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは38,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは62,000円

(3) 住宅部分を有しない建築物に係る申請

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合で、床面積の合計（建築物を増築し、又は改築する場合にあっては、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準を同号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。）が300平方メートル以内のものは47,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以内のものは60,000円

イ ア以外の場合で、床面積の合計が300平方メートル以内のものは119,000

		円、３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１４８，０００円 (４) 複合建築物に係る申請 ア 住宅部分にあつては、この項の第１号又は第２号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 非住宅部分にあつては、この項の第３号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
--	--	--

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の確認申請手数料を改定するなど、所要の改正を行うものである。